

2 関係法令等

2-(1) 新潟県防災会議委員・幹事一覧

会長： 新潟県知事

令和7年10月1日現在

法定区分	所属機関	委員	幹事
第1号	1 関東管区警察局	局長	広域調整部災害対策官
	2 関東財務局	新潟財務事務所長	新潟財務事務所 総務課長
	3 関東信越厚生局	局長	—
	4 北陸農政局	局長	信濃川水系土地改良調査管理事務所長 地方参事官（新潟県担当）
	5 関東森林管理局	局長	下越森林管理署長
	6 関東経済産業局	総務企画部長	総務企画部 総務課 危機管理・災害対策室長
	7 東北経済産業局	総務企画部長	—
	8 関東東北産業保安監督部	部長	—
	9 関東東北産業保安監督部東北支部	支部長	—
	10 北陸信越運輸局	局長	新潟運輸支局長
	11 東京航空局	新潟空港事務所長	—
	12 第九管区海上保安本部	本部長	警備救難部環境防災課長
	13 新潟地方気象台	台長	防災管理官
	14 信越総合通信局	局長	防災対策推進室長
	15 新潟行政評価事務所	所長	—
	16 新潟労働局	局長	労働基準部健康安全課長
	17 北陸地方整備局	局長	総括防災調整官 港湾危機管理官
	18 北陸地方測量部	部長	—
	19 関東地方環境事務所	所長	—
	20 北関東防衛局	局長	—
第2号	21 陸上自衛隊	第30普通科連隊長	第30普通科連隊第3科長 第2普通科連隊第3科長
第3号	22 新潟県教育委員会	教育長	教育庁総務課長
第4号	23 新潟県警察	本部長	警備第二課長
第5号	24 新潟県	副知事	—
	25	危機管理監	—
	26	知事政策局長	広報広聴課長
	27	総務部長	県民生活課長
	28	環境局長	—
	29	防災局長	防災企画課長
	30	福祉保健部長	福祉保健総務課長
	31	産業労働部長	産業政策課長
	32	観光文化スポーツ部長	—
	33	農林水産部長	副部長（農業総務課長）
	34	農地部長	農地建設課長
	35	土木部長	副部長（監理課長）
	36	交通政策局長	交通政策課長
37	会計管理者兼出納局長	—	
38	十日町病院看護部長	—	
39	新発田病院看護部長	—	
第6号	40 新潟県市長会	長岡市長	長岡市危機管理防災本部危機管理防災担当課長
	41 新潟県町村会	湯沢町長	湯沢町総務部防災管財課長
	42 新潟県消防長会	会長	—
	43 公益財団法人新潟県消防協会	会長	—
第7号	44 東日本旅客鉄道株式会社	執行役員新潟支社長	新潟支社鉄道事業部安全企画ユニットユニットリーダー
	45 東日本電信電話株式会社	新潟支店長	新潟エリア統括部 災害対策室長
	46 株式会社NTTドコモ	新潟支店長	—
	47 東日本高速道路株式会社	新潟支社長	—
	48 日本赤十字社	新潟県支部事務局長	事務局付部長 新潟県赤十字血液センター 学術情報・供給課長
	49 日本放送協会	新潟放送局コンテンツセンター長	—
	50 日本通運株式会社	新潟支店長	新潟支店総務次長
	51 東北電力株式会社	執行役員新潟支店長	新潟支店地域共創本部総務広報G統括部長
	52 東北電力ネットワーク株式会社	執行役員新潟支社長	—
	53 新潟県土地改良事業団体連合会	専務理事	—
	54 北陸瓦斯株式会社	取締役社長	取締役供給部長
	55 新潟運輸株式会社	代表取締役社長	安全部長・品質推進部長
	56 頸城自動車株式会社	代表取締役社長	常務取締役
	57 佐渡汽船株式会社	代表取締役社長	—
	58 株式会社新潟放送	メディア本部 局次長	報道部長代理
	59 株式会社新潟日報社	報道部長	報道部第二部長
	60 一般社団法人新潟県医師会	理事	事務局長
	61 一般社団法人新潟県商工会議所連合会	会頭	—
62 新潟県商工会連合会	女性部連合会副会長	—	
63 日本郵便株式会社信越支社	支社長	—	
64 公益社団法人新潟県看護協会	専務理事	事務局長	
65 日本銀行新潟支店	支店長	—	
66 一般社団法人新潟県歯科医師会	専務理事	—	
67 公益社団法人新潟県薬剤師会	副会長	—	
68 公益社団法人新潟県助産師会	会長	—	
第8号	59 公益社団法人中越防災安全推進機構	理事	—
	70 NPOとらのまき	代表	—
	71 新潟大学	副学長	—
	72 新潟大学危機管理室	教授	—
	73 F&Mながおか市民会議	代表	—
	74 新潟県生活協同組合連合会	専務理事	—
	75 新潟県女性防火クラブ連絡協議会	会長	—

2-(2)

新潟県防災会議条例 昭和37年10月12日新潟県条例第42号

改正 昭和49年新潟県条例第146号
改正 昭和52年新潟県条例第38号
改正 昭和60年新潟県条例第11号
改正 平成4年新潟県条例第44号
改正 平成7年新潟県条例第40号
改正 平成11年新潟県条例第50号
改正 平成16年新潟県条例第15号
改正 平成20年新潟県条例第27号
改正 平成24年新潟県条例第12号
改正 平成24年新潟県条例第40号
改正 平成26年新潟県条例第19号
改正 平成29年新潟県条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、新潟県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内、26人以内及び12人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災会議に、幹事41人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県防災会議運営規程（昭和37年12月8日制定）

（目的）

第1条 この規程は、新潟県防災会議条例（昭和37年新潟県条例第42号）第5条の規定に基づき、新潟県防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

（議長）

第3条 会長は、会議の議長となる。

（議事）

第4条 議事は、出席委員の過半数で決する。

（説明聴取）

第5条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員、幹事その他相当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

（特例）

第6条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告しなければならない。

第7条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

（部会）

第8条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

（会議の記録）

第9条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

（幹事の招集）

第10条 会長は、必要の都度幹事を招集し事務を処理させることができる。

（異動等の報告）

第11条 委員及び幹事は、異動が生じた場合はすみやかに会長に報告しなければならない。

（庶務）

第12条 防災会議の庶務は、防災局防災企画課において行う。

（公印）

第13条 会長の公印は、別記のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和37年12月8日から施行する。

附 則（平成24年7月31日）

この規定は、平成24年7月31日から施行する。

（別 記）

新 潟 県
防 災 会
議 会 長

- 備 考 1 字体は適宜とする。
2 寸法は27方ミリメートルとする。

2－(4)

新潟県防災会議会長専決事項

(昭和37年12月8日新潟県防災会議承認)

(平成12年3月29日新潟県防災会議修正承認)

新潟県防災会議運営規程第6条の規定により、次の事項は会長が専決することができるものとする。

記

- 1 市町村防災会議の不設置の協議について、新潟県知事の諮問にこたえること。
- 2 市町村地域防災計画の作成又は修正に関する協議について、新潟県知事の諮問にこたえること。

2-(5)

新潟県防災会議原子力防災部会運営要綱

最終改正 平成 19 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 新潟県防災会議条例（昭和 37 年新潟県条例第 42 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、新潟県防災会議（以下「防災会議」という。）に原子力防災部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の業務)

第 2 条 部会は別表に掲げる業務を行う。

(委員及び幹事)

第 3 条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員若干名をもつて充てる。

2 幹事は、委員の属する機関及び必要により専門委員の属する機関から会長が指定する。

(会 議)

第 4 条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議 事)

第 5 条 部会の議事は部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員若しくは専門委員又は幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

第 6 条 第 2 条に規定する事項で専門的事項を処理するため、分科会を設置することができる。

2 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

3 分科会は、部会長が招集し、部会長又は部会長が指名する委員が会議を主宰する。

4 前条第 2 項の規定は、分科会について準用する。

(部会の記録)

第 7 条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第 8 条 部会長は、部会の調査、審議した結果を防災会議に報告しなければならない。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

(庶 務)

第 10 条 部会の庶務は、防災局原子力安全対策課において処理する。

附則

この要綱は、昭和 57 年 6 月 4 日から施行する。

別 表

部会の業務

- (1) 原子力防災対策の樹立に必要な資料の収集
- (2) 原子力防災対策の樹立に必要な専門家の意見の聴取
- (3) 地域防災計画原子力災害対策編の検討策定
- (4) その他原子力防災に関する必要な調査

2-(6)

新潟県災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 12 日新潟県条例第 43 号
改正 昭和 39 年新潟県条例第 76 号
改正 平成 8 年新潟県条例第 6 号
改正 平成 9 年新潟県条例第 58 号
改正 平成 24 年新潟県条例第 40 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、新潟県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 - (7) 新潟県災害対策本部規則

昭和 41 年 3 月 22 日
新潟県規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 3 項及び新潟県災害対策本部条例(昭和 37 年新潟県条例第 43 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、新潟県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事をもつて充てる。
2 条例第 2 条第 2 項の規定により副本部長が災害対策副本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する順序は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成 18 年新潟県規則第 26 号)知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成 18 年新潟県規則第 26 号)の定めるところによる。

第 3 条 削除

(本部会議)

第 4 条 災害対策に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、本部に本部会議を置く。
2 本部会議は、本部長、副本部長及び災害対策本部員をもつて構成し、本部長が主宰する。

第 5 条 削除

(部)

第 6 条 条例第 3 条第 1 項の規定により置く部(以下「部」という。)の名称及び役職は別表第 1 のとおりとし、各部の分掌事務は知事が別に定める。
2 部の職員は、知事が指名又は委嘱をする県の職員をもつて充てる。
3 条例第 3 条第 3 項に規定する部長(以下「部長」という。)に事故があるときは各部の副部長(統括調整部にあつては、部長があらかじめ指名する副部長)が、その職務を代理する。

(統括調整会議)

第 7 条 統括調整部長は、各部との連絡調整を図るため必要があると認めるときは、統括調整会議を招集することができる。
2 統括調整会議は、統括調整部長、統括調整部副部長、総括調整部の各グループリーダー、各サブリーダー、各班長及び各局長並びに統括調整部長が指定する部の統括調整員をもつて構成し、統括調整部長が主宰する。

(現地災害対策本部)

第 8 条 現地災害対策本部は、災害地若しくはその付近又は災害地を所管する市町村の庁舎等に設置するものとする。

2 現地災害対策本部は、次の事務を処理する。

- (1) 災害情報を収集し、整理し、及びこれを本部長に報告すること。
- (2) 収集した災害情報に基づき、実施すべき災害対策について検討し、本部長に報告すること。
- (3) 国、市町村その他の関係機関の実施する災害対策に関する連絡調整をすること。
- (4) 県の機関が実施する災害対策について、災害地において必要な調整をすること。
- (5) その他緊急を要する災害対策を実施すること。

3 現地災害対策本部長は、災害対策を実施するため必要があると認めるときは、災害地を所管する地方本部に対して、人員、物資、輸送車両等の調達及び確保に関して必要な指示をすることができる。

(地方本部)

第9条 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある特定地域の防災の推進を図るため必要があると認めるときは、別表第2に定めるところにより、地方本部を置くことができる。

2 地方本部は、次の事務を処理する。

- (1) 所管区域内の災害情報を収集し、及びこれを統括調整部に報告すること。
- (2) 所管区域内の市町村の実施する災害対策に関する連絡調整をすること。
- (3) 所管区域を所管する県の地域機関の実施する災害対策に関する緊密な相互連絡を図ること。

3 地方本部長は各地域振興局長をもつて充て、地方副本部長は各地域振興局企画振興部長をもつて充てる。

4 地方本部に、その事務を処理するため、班を置く。

5 地方本部の組織及び各班の分掌事務は、知事が別に定める。

6 第4項に規定する班の職員は、各地域振興局長が指名又は委嘱をする県の職員をもつて充てる。

(地方本部会議)

第10条 地方本部長は、当該地方本部各班相互の連絡調整を図るため必要があると認めるときは、地方本部会議を招集することができる。

2 地方本部会議は、地方本部長、地方副本部長並びに地方本部長が指定する地方本部の関係班長及び班員をもつて構成し、地方本部長が主宰する。

(連絡本部)

第11条 本部長は、災害対策に関し国その他の機関との連絡、情報収集、災害対策用物資の調達等のため必要があると認めるときは、連絡本部を設置することができる。

2 連絡本部の組織及び分掌事務は、知事が別に定める。

(事務の決裁及び文書)

第12条 本部における事務の決裁は、新潟県事務決裁規程(昭和35年3月新潟県訓令第8号)の例により、特に命じられた事項、重要又は異例と認められる事項及び疑義のある事項を除き、部、現地災害対策本部、地方本部又は連絡本部の所管する事務についてそれぞれ部長、現地災害対策本部長、地方本部長又は連絡本部の長が専決するものとする。

2 本部における文書の処理は、知事の事務部局における文書処理の例による。ただし、電話又は口頭による要請、指示、報告その他の連絡事項は、受信者がその要旨を記録し、文書に準ずる取扱いをするものとし、その処理にあたっては、口頭の伺いによつて決裁を受けることができるほかその施行にあたつても電話又は口頭ですることができるものとし、この場合においては、担当者がその経過を記録しておかなければならない。

(本部会議提出資料)

第13条 統括調整部長は、県の機関が実施中の応急対策の概況について、報告を徴し、常にこれを把握するよう努めるとともに、本部会議が会議を行うときは、これを整理し、資料として提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、本部の運営その他に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第6条関係)

(1) 統括調整部

統括調整部長	
	部長補佐
統括調整部副部長	
	副部長補佐
統括調整グループリーダー	
	サブリーダー(調整担当)
	サブリーダー(情報分析担当)
広域応援・受援調整グループリーダー	
	サブリーダー
情報収集班長	
	副班長
ライフライン・交通情報班長	
	副班長
救援救助班長	
	副班長
航空運用調整班長	
	副班長
総務局長	
	副局長
広報局長	
	副局長
渉外局長	
	副局長
統括調整部付	

(2) 保健医療教育部

保健医療教育部長	
	保健医療教育部副部長
	統括調整員
保健医療調整班長	
	副班長
医療活動支援班長	
	副班長
保健福祉班長	
	副班長
衛生・廃棄物班長	
	副班長
教育対策班長	

			副班長
--	--	--	-----

(3) 被災者対策部

被災者対策部長			
	被災者対策部副部長		
	統括調整員		
	被災者対策班長		
		副班長	
	災害ボランティア調整班長		
		副班長	

(4) 食料物資部

食料物資部長			
	食料物資部副部長		
	統括調整員		
	食料班長		
		副班長	
	救援物資班長		
		副班長	
	輸送調整班長		
		副班長	

(5) 生活基盤対策部

生活基盤対策部長			
	生活基盤対策部副部長		
	統括調整員		
	公共土木対策班長		
		副班長	
	農林水産・農地対策班長		
		副班長	

(6) 生活再建支援部

生活再建支援部長			
	生活再建支援部副部長		
	統括調整員		
	生活再建支援班長		
		副班長	
	住宅確保対策班長		
		副班長	
	事業再建支援班長		

			副班長
			義援金受入配分班長
			副班長

(7) 治安対策部

治安対策部長			
			治安対策部副部長
			警備・交通・地域対策班長
			副班長

別表第2(第9条関係)

地方本部名	設置期間	所管区域
村上地方本部	村上地域振興局	村上市 岩船郡
新発田地方本部	新発田地域振興局	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡
新潟地方本部	新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地方本部	三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地方本部	長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
魚沼地方本部	魚沼地域振興局	魚沼市
南魚沼地方本部	南魚沼地域振興局	南魚沼市 南魚沼郡
十日町地方本部	十日町地域振興局	十日町市 中魚沼郡
柏崎地方本部	柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
上越地方本部	上越地域振興局	上越市 妙高市
糸魚川地方本部	糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐渡地方本部	佐渡地域振興局	佐渡市

新潟県災害等支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県以外の都道府県で大規模災害等（第2条及び第3条に規定するものをいう。）が発生した場合に被災地を支援するために設置する「新潟県災害等支援本部」（以下、「支援本部」という。）及び「新潟県災害等支援連絡室」（以下、「連絡室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(支援本部の設置及び廃止)

第2条 支援本部は、次のいずれかの場合に知事が設置するものとする。

- (1) 新潟県以外の都道府県において震度6弱以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき
 - (2) 新潟県以外の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件・事故が発生し、支援が必要と認められるとき
- 2 知事は、支援本部を存続させる必要が無くなったと認められるときは支援本部を廃止する。

(連絡室の設置及び廃止)

第3条 連絡室は、次のいずれかの場合に危機管理監が設置するものとする。

- (1) 新潟県以外の都道府県において震度6弱以上の地震が発生したとき
 - (2) 新潟県以外の都道府県において大規模な風水害が発生、又は大規模な事件・事故が発生したとき
- 2 危機管理監は、支援本部が設置されたとき、又は連絡室を存続させる必要が無くなったと認められるときは連絡室を廃止する。

(支援本部の組織)

第4条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 支援本部における本部長は副知事を、副本部長は危機管理監をもって充てる。
- 3 支援本部を構成する本部員は、新潟県地域防災計画に基づく新潟県災害対策本部の構成員として、あらかじめ指定されている者の中から本部長が指名した者とする。
- 4 本部長は、支援本部の事務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(連絡室の組織)

第5条 連絡室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

- 2 連絡室における室長は危機管理監を、副室長は防災局長をもって充てる。
- 3 連絡室を構成する室員は、別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 4 室長は、連絡室の事務を総括する。
- 5 副室長は、室長を助け室長に事故があるときはその職務を代行する。

(現地連絡調整チーム)

第6条 室長は、防災局職員のうちから現地連絡調整チームを速やかに編成し、被災都道府県へ派遣することができる。

- 2 現地連絡調整チームの業務は次のとおりとする。
 - (1) 被災都道府県災害対策本部等との調整
 - (2) 被害状況の調査
 - (3) 被災地のニーズ把握
 - (4) その他被災地の支援活動に必要な事項
- 3 支援本部設置後、既に派遣されている現地連絡調整チームは、本部長の指揮に従うものとする。

(支援本部の分掌事務)

第7条 支援本部の分掌事務は、新潟県地域防災計画における災害対策本部に規定する分掌事務に準ずるものとする。

(連絡室の所掌事項)

第8条 連絡室の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集
- (2) 支援本部の設置に関する意見の提出
- (3) 災害対策支援活動の準備、調整及び実施
- (4) 新潟県から派遣した現地調整連絡チームとの調整
- (5) その他被災地の支援活動に必要な事項

(支援組織の編成及び派遣)

第9条 本部長は、現地連絡調整チームからの報告又は被災都道府県災害対策本部等の要望に沿った支援組織を速やかに編成し派遣するものとする。

- 2 支援組織の業務については、本部長が別に定める。

(会議)

第10条 支援本部の会議(以下、「支援本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、特定の本部員による支援本部会議を開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、支援本部会議の構成員以外の者に対し、支援本部会議へ出席の上、意見等を求めることができる。

(事務局)

第 11 条 支援本部及び連絡室の事務局は、危機対策課に置く。

(実施細目)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援本部又は連絡室の運営に必要な事項は部長又は室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

別紙 1

「新潟県災害等支援連絡室」室員名簿

- 1 広報広聴課長
- 2 県民生活課長
- 3 防災企画課長
- 4 危機対策課長
- 5 消防課長
- 6 福祉保健課長
- 7 医務薬事課長
- 8 監理課長
- 9 その他室長が指名した職員